

報告第3号

債権の放棄について報告の件

芽室町債権管理条例第6条の規定に基づき、町の債権について次のとおり放棄したので報告するものであります。

令和2年6月2日提出

芽室町長 手 島 旭

1 放棄した債権の名称及び件数

勤労者生活資金貸付金	3件
簡易水道使用料	7件
上水道使用料	16件
診療収入個人負担金	18件

2 放棄した債権の額

勤労者生活資金貸付金	332,590円
簡易水道使用料	231,951円
上水道使用料	32,882円
診療収入個人負担金	585,647円

3 債権を放棄した事由

別記のとおり

4 債権を放棄した年月日

令和2年3月31日

説 明

芽室町債権管理条例に基づき、令和2年3月31日に債権を放棄したものであります。

別記

(単位:円)

債権の名称	債権発生年度	債権を放棄した事由										放棄した債権の額および件数	
		芽室町債権管理条例第6条											
		第1号		第2号		第3号		第4号		第5号		件数	金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
勤労者生活資金貸付金	S57	1	124,010									1	124,010
	H7			2	208,580							2	208,580
	合計	1	124,010	2	208,580							3	332,590
簡易水道使用料	H25							3	8,724			3	8,724
	H26					2	218,180	2	5,047			4	223,227
	合計					2	218,180	5	13,771			7	231,951
上水道使用料	H25							3	2,914	1	1,244	4	4,158
	H26					2	2,488	9	20,826	1	5,410	12	28,724
	合計					2	2,488	12	23,740	2	6,654	16	32,882
診療収入個人負担金	H17									1	105,227	1	105,227
	H18									2	89,088	2	89,088
	H27					5	124,262					5	124,262
	H28					5	148,830			2	51,190	7	200,020
	H29					3	67,050					3	67,050
	合計					13	340,142			5	245,505	18	585,647